平成２５年（フ）第１３９号
茨城県日立市高鈴町２丁目７番９号
債務者　奥澤　利弥
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４７５号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目34番２号
債務者　鈴木　　透
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５６８号
神奈川県中郡二宮町山西1472番地の４　コーポかまの102号
債務者　花田　寿子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８５号
新潟県上越市柿崎区柿崎1666番地の１
債務者　滝澤　　寛
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９６号
新潟県十日町市松代5467番地２　善宗塚住宅25号、住民票上の住所新潟県十日町市松代5467番地２
債務者　布施　直美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２９号
愛知県知多市新知台２丁目６番地の１　タウンつつじ101、申立時の住所岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の300
債務者　津田　育紀
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３０号
愛知県知多市新知台２丁目６番地の１　タウンつつじ101、申立時の住所岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の300
債務者　津田　由香
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３５６号
愛知県一宮市浅井町河端字吹25番地２　ロイヤルハイツ201号
債務者　熱田　宏実
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３６６号
愛知県岩倉市下本町天神塚１番地４
債務者　加藤　信枝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８０号
香川県高松市高松町2585番地　県住１－３
債務者　久保友香理
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０８号
長崎県長崎市永田町2390番地５
債務者　谷口　幸造
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
静岡県浜松市中区泉３丁目１番19号
債務者　渡邊　桂子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
栃木県佐野市赤坂町23番地２
債務者　倉持征一郎
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５４５号
川崎市多摩区長沢４丁目25番５－205号、前住所川崎市多摩区南生田４丁目11番１号
債務者　岩渕　勝子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１５５号
横浜市港南区日野８丁目20番15―812号
債務者　古川　　学
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２５号
横浜市金沢区大川７番６―520号
債務者　間瀬　光惠
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４１号
東京都狛江市東和泉１丁目７番５―302号
債務者　川上ユキ子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部